

## 宇宙開発委員会における情報公開について

平成9年3月26日

宇宙開発委員会決定

「宇宙開発政策大綱」にも示したように、我が国の宇宙開発を進めるに当たって、国民の理解と協力を得るよう努めることは、宇宙開発を推進する者の責務である。

一方、国民の側からも、審議会等の審議の透明化に関する強い要望がある。

これらを踏まえ、宇宙開発委員会では既に昨年4月から、会議資料及び議事要旨の公開を行っているが、今後、さらに以下の措置を講ずることとする。

### 1. 会議の公開

宇宙開発委員会本委員会及び部会等を公開する。なお、従来通り会議資料及び議事要旨は公開する。

ただし、財産権の保護等に関連した事項に関する審議・資料については、事前に理由を公表した上で非公開とすることができる。

### 2. 報告書案の意見照会

宇宙開発政策大綱等我が国の宇宙開発の中・長期的計画の策定に当たっては、一定期間計画案を公表し国民からの意見の公募、宇宙以外の分野の有識者からの意見の聴取等を行うこととする。

なお、その他の部会報告書案等についても、必要に応じ国民に意見照会を行う。

### 3. インターネットによる意見募集

宇宙開発に関する国民の意見を常時募集するため、インターネットの宇宙開発委員会のページに意見募集の欄を設ける。ここに寄せられた意見については、宇宙開発委員会本委員会に報告するとともに、宇宙開発委員会月報でも紹介する。

### 4. 以上の措置は、平成9年4月より実施する。

## 宇宙開発委員会公開要領

平成9年3月26日  
宇宙開発委員会了承

宇宙開発委員会本委員会及び部会等（以下、「委員会等」という。）の公開に当たっては、以下のように行うこととする。

### 1. 委員会等の開催日、議題の公開

- ・委員会等の開催日、議題については、開催日前に科学技術庁長官官房総務課の文書閲覧窓口にて公開するとともに、前月末にインターネットの宇宙開発委員会のページへの掲載、プレスへの張り出しを行う。
- ・宇宙開発委員会本委員会の議題については、前日プレスへの張り出しを行う。
- ・さらに詳細な問い合わせは、宇宙開発委員会事務局で受け付ける。

### 2. 会議資料の公開

- ・会議資料については、委員会等の終了後これを公開する。
- ・会議資料の請求は、宇宙開発委員会事務局で受け付ける。必要に応じ、郵送、ファックスによる送付も考慮する。

### 3. 傍聴について

#### （一般傍聴者）

- ・一般の傍聴については、宇宙開発委員会本委員会については当日午前11時まで、部会等については、前日午後5時までに宇宙開発委員会事務局において電話又はファックスで受け付ける。
- ・傍聴可能者数の上限については、1. の開催日、議題とともに掲載する。
- ・基本的には、申し込み順とするが、社会的関心が高く多数の傍聴者が予想される場合には、抽選も考慮する。

#### （報道関係傍聴者）

- ・報道関係者の傍聴については、宇宙開発委員会本委員会については当日午前11時まで、部会等については、前日午後5時までに宇宙開発委員会事務局に登録する。（1社1名に限る）

- ・傍聴者が、会議の進行を妨げていると委員長等が判断した場合には、退席を求めることができることとする。また、傍聴者による撮影、録画、録音は禁止する。その他詳細は委員長等の指示に従うこととする。

### 4. 意見の募集

- ・インターネットにおいて、宇宙開発に関する意見の募集を行う。  
なお、それ以外にも郵送、ファックスによる意見も常時宇宙開発委員会事務局で受け付ける。
- ・これらの意見については、適宜整理の後、委員会等に報告するとともに、宇宙開発委員会月報にも掲載する。この際、氏名は非公開とする。

### 5. その他

- ・その他委員会等の公開に関する詳細は、宇宙開発委員会事務局で対応することとする。